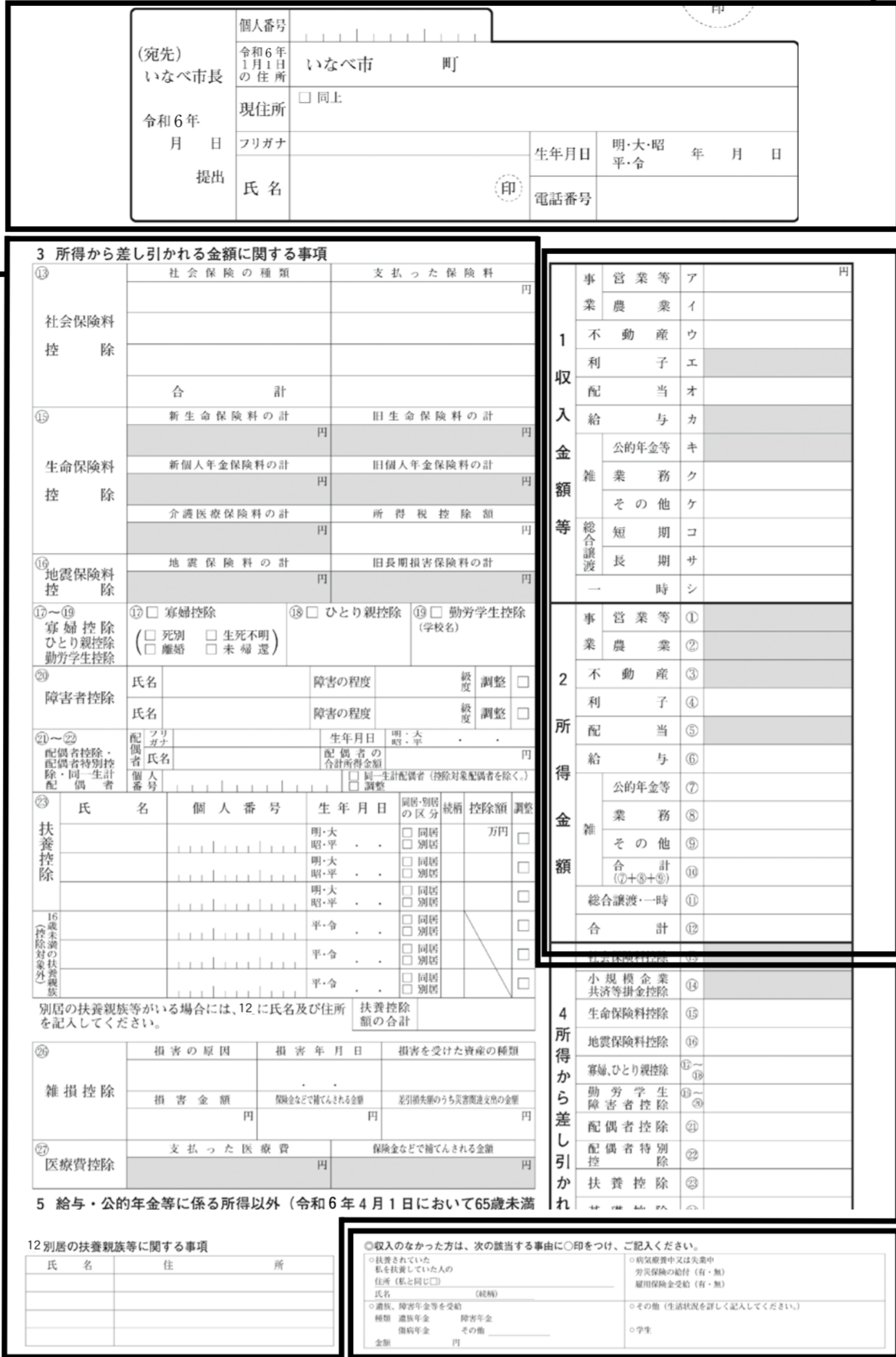


申告書の書き方

各種所得控除（所得から差し引かれる金額）

控除の種類	控 除 内 容	必要書類・記入の仕方																																							
社会保険料控除	令和5年中にあなたが、次の社会保険料を支払った場合に受けられる控除です。 ① 国民健康保険料 ② 国民年金保険料 ③ 介護保険料 ④ 後期高齢者医療保険料 ⑤ その他の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料 【控除額】 令和5年中に支払った保険料の金額	支払った金額がわかる書類（国民年金保険料については、控除証明書） ⑤に必要事項を記入																																							
小規模企業共済等掛金控除	令和5年中にあなたが、小規模企業共済制度に基づく掛金（第一種共済契約分）または心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に受けられる控除です。 【控除額】 令和5年中に支払った掛金の金額	領収書などの掛金を証明する書類 ⑤に掛金の金額を記入																																							
生命保険料控除	令和5年中にあなたが、一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合に受けられる控除です。 【控除額（控除限度額 70,000円）】 次の計算式により算出した金額 <控除額の計算式> 1 旧制度適用契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約などに係る保険料） <table border="1"><tr><th>年間の支払保険料（A）</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>(A)</td></tr><tr><td>15,000円超 40,000円以下</td><td>(A) × 0.5 + 7,500円</td></tr><tr><td>40,000円超 70,000円以下</td><td>(A) × 0.25 + 17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超</td><td>一律 35,000円</td></tr></table> 2 新制度適用契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料） <table border="1"><tr><th>年間の支払保険料（B）</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>(B)</td></tr><tr><td>12,000円超 32,000円以下</td><td>(B) × 0.5 + 6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超 56,000円以下</td><td>(B) × 0.25 + 14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>一律 28,000円</td></tr></table> ※ 旧制度適用保険料と新制度適用保険料の両方がある場合は、①旧制度分のみで申告、②新制度分のみで申告、③新旧両制度分で申告のいずれかを選択できます。ただし、③新旧両制度分で申告する場合は、28,000円が上限となります。	年間の支払保険料（A）	控 除 額	15,000円以下	(A)	15,000円超 40,000円以下	(A) × 0.5 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	(A) × 0.25 + 17,500円	70,000円超	一律 35,000円	年間の支払保険料（B）	控 除 額	12,000円以下	(B)	12,000円超 32,000円以下	(B) × 0.5 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	(B) × 0.25 + 14,000円	56,000円超	一律 28,000円	生命保険会社等が発行する証明書 ⑤に必要事項を記入																			
年間の支払保険料（A）	控 除 額																																								
15,000円以下	(A)																																								
15,000円超 40,000円以下	(A) × 0.5 + 7,500円																																								
40,000円超 70,000円以下	(A) × 0.25 + 17,500円																																								
70,000円超	一律 35,000円																																								
年間の支払保険料（B）	控 除 額																																								
12,000円以下	(B)																																								
12,000円超 32,000円以下	(B) × 0.5 + 6,000円																																								
32,000円超 56,000円以下	(B) × 0.25 + 14,000円																																								
56,000円超	一律 28,000円																																								
地震保険料控除	令和5年中にあなたが、地震保険料等を支払った場合に受けられる控除です。 【控除額】 次の計算式により算出した金額 <控除額の計算式> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>支払保険料（A）</th><th>控 除 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>①地震保険料のみ</td><td></td><td>(A) × 0.5（限度額 25,000円）</td></tr><tr><td rowspan="2">②旧長期損害保険料のみ</td><td>5,000円以下</td><td>(A)</td></tr><tr><td>5,000円超 15,000円以下</td><td>(A) × 0.5 + 2,500円</td></tr><tr><td></td><td>15,000円超</td><td>一律 10,000円</td></tr></tbody></table> ①と②の両方あり ①と②の控除額の合計（限度額 25,000円）	区 分	支払保険料（A）	控 除 額	①地震保険料のみ		(A) × 0.5（限度額 25,000円）	②旧長期損害保険料のみ	5,000円以下	(A)	5,000円超 15,000円以下	(A) × 0.5 + 2,500円		15,000円超	一律 10,000円	損害保険会社等が発行する証明書 ⑤に必要事項を記入																									
区 分	支払保険料（A）	控 除 額																																							
①地震保険料のみ		(A) × 0.5（限度額 25,000円）																																							
②旧長期損害保険料のみ	5,000円以下	(A)																																							
	5,000円超 15,000円以下	(A) × 0.5 + 2,500円																																							
	15,000円超	一律 10,000円																																							
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず次の要件をすべて満たす場合はひとり親控除を受けることができます。 ① その者と生計を一にする総所得金額等が、48万円以下の子を有すること ② 令和5年中の合計所得金額が500万円以下であること ③ その者と事実上婚姻関係と同様と認められる者がいないこと 【控除額】 300,000円	⑦～⑩に必要事項を記入																																							
寡婦控除	ひとり親控除に該当しない女性で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下であり、かつその者と事実上婚姻関係と同様と認められる者がいないもので、次のいずれかの要件を満たす場合は寡婦控除を受けることができます。 ① 夫と離婚した後、婚姻をしていない者のうち扶養親族を有する者 ② 夫と死別した後、婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない一定の者 【控除額】 260,000円	⑦～⑩に必要事項を記入																																							
勤労学生控除	大学、高等学校などの学生および生徒で、令和5年中の合計所得金額が75万円以下の場合に受けられる控除です。ただし、自己の勤労によらない所得が10万円を超える人は、控除が受けられません。 【控除額】 260,000円	⑩に必要事項を記入																																							
障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者または扶養親族が障害者である場合に受けられる控除です。 【控除額】 障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居の特別障害者 530,000円 ※ 障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳をもらっている人など精神や身体に障害のある人または年齢65歳以上の人で障害者に準ずる人として介護・高齢福祉担当課から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人です。 ※ 特別障害者とは、重度の障害がある人（身体障害者手帳の表示が1・2級、療育手帳の表示がAなど）です。 ※ 扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族も障害者控除を受けられます。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など ⑩に必要事項を記入 所得金額調整控除に該当する場合は□にチェック																																							
配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者で令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合に受けられる控除です。 【控除額】 あなたの合計所得金額に応じた次の表の控除額 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">配偶者の年齢</th><th colspan="3">控除を受けられる人の所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr></thead><tbody><tr><td>70歳未満（昭和29年1月2日以後生まれ）</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>70歳以上（昭和29年1月1日以前生まれ）</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></tbody></table> ※他の納税義務者の扶養親族、事業専従者または内縁の妻・夫は、控除の対象になりません。	配偶者の年齢	控除を受けられる人の所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	70歳未満（昭和29年1月2日以後生まれ）	33万円	22万円	11万円	70歳以上（昭和29年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円	配偶者に所得がある場合、その所得を確認できるもの ⑩～⑫に必要事項を記入（※個人番号必要） 別居の場合は、申告書右側の「12 別居の扶養親族等に関する事項」にも必要事項を記入																								
配偶者の年齢	控除を受けられる人の所得金額																																								
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																						
70歳未満（昭和29年1月2日以後生まれ）	33万円	22万円	11万円																																						
70歳以上（昭和29年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円																																						
同一生計配偶者	令和5年中のあなたの合計所得金額が1,000万円を超え、同年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者が有する場合は、配偶者控除の適用はありませんが、障害者控除の対象になるなど、税額の計算に影響することがあります。該当する場合は、申告書の⑫～⑬の欄の「同一生計配偶者」をチェックしてください。																																								
配偶者特別控除	次の全ての要件に該当する場合に受けられる控除です。 ① 生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族、事業専従者または内縁の妻・夫を除きます）を有する。 ② 令和5年中の配偶者の合計所得金額が48万円超 133万円以下 ③ 令和5年中のあなたの合計所得金額が1,000万円以下 【控除額】 配偶者の合計所得金額に応じた次の表の控除額 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">配偶者の所得金額</th><th colspan="3">控除を受けられる人の所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr></thead><tbody><tr><td>48万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr></tbody></table>	配偶者の所得金額	控除を受けられる人の所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	別居の場合は、申告書右側の「12 別居の扶養親族等に関する事項」にも必要事項を記入 所得金額調整控除に該当する場合は□にチェック （同一生計配偶者のみ）
配偶者の所得金額	控除を受けられる人の所得金額																																								
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																						
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																						
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																						
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																						
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																						
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																						
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																						
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																						
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																						

令和6年度 市民税・県民税申告書



住所・氏名・生年月日・個人番号は、必ず記入してください。

- ※ 個人番号確認及び本人確認書類として、概ね下記1～2のいずれかの書類を提示または写しを添付してください。
 - マイナンバーカード（両面）
 - マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証やパスポートなど顔写真付のもの上記以外の書類でも本人確認書類として提出いただけますので、詳しくはお問い合わせください。

令和5年中に所得がなかった方の場合、申告書右下の「収入がなかった方」の欄にも記入してください。

所得金額（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に生じた所得）

所得の種類	内 容	記 入 の 仕 方														
営業等所得	卸売業、小売業、製造業、建設業、金融業、運輸業、サービス業などいわゆる営業から生ずる所得や、医師、弁護士、作家などの自由職業または漁業等農業以外の事業から生ずる所得です。	【営業等】 収入金額をアに記入 所得金額を①に記入 【農業】 収入金額をイに記入 所得金額を②に記入 【不動産】 収入金額をウに記入 所得金額を③に記入 <所得金額> 収入金額－必要経費														
農所得	農産物の生産、果樹の栽培、農家が兼業する家畜などの事業から生ずる所得です。	収入金額をウに記入 所得金額を③に記入 <所得金額> 収入金額－必要経費														
不動産所得	地代、駐車場代、家賃、貸店舗・貸事務所等の賃料、権利金、礼金などから生ずる所得です。	申告書右側の「7 事業・不動産所得に関する事項」に必要事項を記入														
利所得	利子所得については、原則として、市民税・県民税5%が特別徴収（所得税は15%の源泉徴収）される一律分離課税となっています。	収入金額をエに記入 所得金額を④に記入														
配所得	株式・出資配当金による所得です。株式の購入や出資するために借り入れた負債の利子は、経費になります。上場株式等の配当等（大口株主等が支払いを受ける配当を除く）については申告不要ですが、申告して総合課税または分離課税のどちらかを選択することもできます。分離課税を選択される場合は、「市民税・県民税申告書（分離課税用）」に配当の金額等を記入してください。用紙は、市民税課までお問い合わせください。なお、上場株式等の配当を申告される際は、「上場株式配当の支払通知書」等を添付してください。	収入金額をオに記入 所得金額を⑤に記入 申告書右側の「8 配当所得に関する事項」に必要事項を記入														
給所得	俸給、給与、賞などの所得です。所得の額は、次の表に基づき計算します。 【給与所得の計算表】 <table border="1"><thead><tr><th>給与等の収入金額（A）</th><th>給与所得の金額（B）</th></tr></thead><tbody><tr><td>162万5,000円以下</td><td>(A)－55万円</td></tr><tr><td>162万5,000円超 180万円以下</td><td>(A)－(収入金額×0.4－10万円) ※最低控除額 55万円</td></tr><tr><td>180万円超 360万円以下</td><td>(A)－(収入金額×0.3＋8万円)</td></tr><tr><td>360万円超 660万円以下</td><td>(A)－(収入金額×0.2＋44万円)</td></tr><tr><td>660万円超 850万円以下</td><td>(A)－(収入金額×0.1＋110万円)</td></tr><tr><td>850万円超</td><td>(A)－195万円</td></tr></tbody></table>	給与等の収入金額（A）	給与所得の金額（B）	162万5,000円以下	(A)－55万円	162万5,000円超 180万円以下	(A)－(収入金額×0.4－10万円) ※最低控除額 55万円	180万円超 360万円以下	(A)－(収入金額×0.3＋8万円)	360万円超 660万円以下	(A)－(収入金額×0.2＋44万円)	660万円超 850万円以下	(A)－(収入金額×0.1＋110万円)	850万円超	(A)－195万円	収入金額の合計金額をカに記入 所得金額を⑥に記入 ※ 勤務先からもらった源泉徴収票を必ず持参してください。
給与等の収入金額（A）	給与所得の金額（B）															
162万5,000円以下	(A)－55万円															
162万5,000円超 180万円以下	(A)－(収入金額×0.4－10万円) ※最低控除額 55万円															
180万円超 360万円以下	(A)－(収入金額×0.3＋8万円)															
360万円超 660万円以下	(A)－(収入金額×0.2＋44万円)															
660万円超 850万円以下	(A)－(収入金額×0.1＋110万円)															
850万円超	(A)－195万円															

受給者の年齢	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円未満の場合	2,000万円未満の場合	2,000万円超の場合
65歳未満の人（昭和34年1月2日以後に生まれた人）	130万円未満	(A)－60万円	(A)－50万円	(A)－40万円
	130万円以上 410万円未満	(A)×0.75 －27万5,000円	(A)×0.75 －17万5,000円	(A)×0.75 －7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85 －68万5,000円	(A)×0.85 －58万5,000円	(A)×0.85 －48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95 －145万5,000円	(A)×0.95 －135万5,000円	(A)×0.95 －125万5,000円
	1,000万円以上	(A)－195万5,000円	(A)－185万5,000円	(A)－175万5,000円
65歳以上の人（昭和34年1月1日以前に生まれた人）	330万円未満	(A)－110万円	(A)－100万円	(A)－90万円
	330万円以上 410万円未満	(A)×0.75 －27万5,000円	(A)×0.75 －17万5,000円	(A)×0.75 －7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85 －68万5,000円	(A)×0.85 －58万5,000円	(A)×0.85 －48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95 －145万5,000円	(A)×0.95 －135万5,000円	(A)×0.95 －125万5,000円
1,000万円以上	(A)－195万円	(A)－185万5,000円	(A)－175万5,000円	

<公的年金等以外の雑所得>
生命保険契約などに基づく年金、互助年金の収益金、著述家以外の原稿料、印税、講演料などの所得です。所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いた金額となります。

自動車・機械・ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得です。その資産の取得日以後5年を超えて所有していた場合は長期、それ以外は短期です。ただし、土地・建物等を譲渡した場合は、「市民税・県民税申告書（分離課税用）」に記入してください。

一時所得の金額をシに記入
一時所得の金額を1/2した金額を⑦に記入
申告書右側の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に必要事項を記入

この手引きは、市民税・県民税の一般的な事例について記載してあります。ご不明な点がございましたら、市民税課 TEL:0594-86-7794 までお問い合わせください。なお、この手引きは現行法により作成しているため、法律等が改正された場合、内容が変わることがあります。